

制限付一般競争入札公告

小諸市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定及び小諸市財務規則（昭和 55 年規則第 16 号）第 106 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 11 月 27 日

小諸市長 小泉 俊博

1 入札対象工事

- (1) 番号 68
- (2) 工事名 平成 29 年度 公共施設等適正管理推進事業 市道 0118 号線 舗装修繕工事
- (3) 工事場所 小諸市大字和田字高砂他（和田他区）
- (4) 工事概要 施工延長 L=340.0+575.0+120.0=1,035.0m
路面切削工 A=6,790 m²
表層工 アスファルト舗装 t=5cm A=6,790 m²
区画線工 L=2,900m
- (5) 工期 平成 30 年 3 月 16 日まで
- (6) 入札方式 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札（一抜け方式）である。

2 入札参加資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から契約締結までの間に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年告示第 32 号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年小諸市告示第 35 号）に規定する排除対象者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- (5) 平成 29・30 年度の小諸市建設工事入札参加資格について、小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成 12 年小諸市告示第 2 号）に基づいて「舗装工事」で競争入札参加資格の認定を受け、小諸市建設工事入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (6) 舗装工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく、特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

- (7) 小諸市建設工事入札参加資格者名簿の「舗装工事」の等級格付が「A」又は「B」ランクの者であること。
- (8) 小諸市内に本店を有する者であること。

3 落札者決定基準及び総合評価点の算定方法

(1) 落札者決定基準

- ア 総合評価点（価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点）
- イ 価格点（入札価格に基づいて算定した評価点）
- ウ 価格以外の評価点（評価項目に基づき算定した評価点）

(2) 総合評価点の算定方法

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

(3) 価格点の算定方法

$$\text{価格点} = 88.5 \text{ 点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

(4) 価格以外の評価点の算定方法

ア 工事成績（最大7.0点）

$$\text{評価点} = 7.0 \text{ 点} \times (\text{工事成績点} - 65) / (\text{最高工事成績点} - 65)$$

[小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※ 工事成績点は、過去2か年（平成27年10月1日から平成29年9月30日まで）に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して算出する。ただし、過去2か年の工事件数が5件未満の場合は、過去4か年（平成25年10月1日から平成29年9月30日まで）とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め]

※ 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。

※ 工事成績点が80点以上の場合は、工事成績点と最高工事成績点を80点として計算する。

※ 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※ 工事成績点の対象工事は、小諸市が発注した全ての工事を対象とする。

イ 優良工事表彰（0.5点）

平成27年度又は平成28年度において、小諸市優良工事表彰の実績がある者を評価する。

ウ 保有資格（最大1.0点）

契約時に配置できる主任技術者の資格の有無について評価する。

(ア) 1級土木施工管理技士を配置できる者 0.5点

(イ) 2級土木施工管理技士を配置できる者 0点

(ウ) 上記の者が舗装施工管理技術者の場合は、0.5点を加点

エ 技術者実績（最大1.0点）

契約時に配置できる主任技術者の過去3年間の国、長野県又は小諸市発注の同種工事においての工事成績点の実績について評価する。

(ア) 82点以上の実績を2件以上有する技術者を配置できる者 1.0点

(イ) 82点以上の実績を有する技術者を配置できる者 0.75点

- (ウ) 78 点以上の実績を有する技術者を配置できる者 0.5 点
- オ 労働福祉 (1.0 点)
 - 直近の経営事項審査の「労働福祉の状況 (W1)」が 30 点以上の者 1.0 点
- カ 災害協定 (0.5 点)
 - 公告日現在において、小諸市と災害時応援協定を締結している者又は締結している団体に加盟している者 0.5 点
- キ 除融雪業務委託契約 (最大 0.5 点)
 - (ア) 平成 28 年度に小諸市と除雪契約を締結している者 0.5 点
 - (イ) 平成 28 年度に小諸市と凍結防止剤散布契約を締結している者 0.25 点
- ク 指名停止 (最大 -6.0 点)
 - 過去 1 年以内に小諸市からの指名停止を受けた者について減点する。
 - ・減点数 = 通算指名停止月数 × (-0.5 点)
- ケ 社会的責任 (-0.25 点)
 - 公告日現在において、所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない者について減点する。

4 入札の方法

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者 (以下「入札参加者」という。) は、次に掲げる書類 (以下「入札書等」という。) を提出すること。
 - ア 入札書
 - イ 工事費内訳書
 - ウ 総合評価落札方式入札参加申請書 (様式第 1 号)
 - エ 価格以外の評価点算定に関する調書 (様式第 2 号)
 - オ 評価項目に関する提出書類 (※上記様式第 2 号の「提出書類」を参照)
 - カ 予定現場代理人及び予定主任技術者通知
 - キ 予定現場代理人経歴書
 - ク 予定主任技術者経歴書 (代理人と兼ねる場合は不要)
 - ケ 予定現場代理人及び予定主任技術者の健康保険被保険者証等の写し
 - コ 予定主任技術者が建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者であることを証する書面。(施工管理技士等の資格を有することを証する書面の写し等)
- (2) 入札書等の提出方法
 - ア (1) に掲げるア及びイの書類を内封筒に入れ、表面に「工事名」「入札者の商号又は名称等」を記載、裏面に封かん及び封印をし、さらに内封筒及びウからコまでに掲げる書類を外封筒に入れ、表面に「工事番号」「入札公告日」「工事名」「工事場所」「入札者の商号又は名称等」を記載、裏面に封かん及び封印をすること。
 - イ 入札書等は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により、日本郵便株式会社小諸郵便局留で郵送すること。
- (3) 入札書等の提出期限
 - 平成 29 年 12 月 11 日 (月)
 - 郵送された封筒に、提出期限日の 24 時までの日本郵便株式会社小諸郵便局の受領時間帯

表示があるものを有効とする。

5 価格以外の評価点の決定

(1) 評価結果の公表

価格以外の評価点を決定したときは、価格以外の評価点に関する評価結果書(様式第4号)により、小諸市公式ホームページ及び小諸市役所3階財政課窓口において公表する。

(2) 価格以外の評価点に関する疑義

入札参加者は、公表された日の翌日から起算して2日以内に、自らの価格以外の評価点に関する疑義について、照会をすることができる。

(3) 上記により価格以外の評価結果が修正されたときは、改めて公表する。

6 落札者の決定

(1) 入札書の開札

入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。

(2) 価格点の算定

価格点の算定は、本公告に示す必要な資格要件を満たしており、かつ、有効な入札書を提出した者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ、低入札価格調査における失格基準価格以上の者について行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者は総合評価点の最も高い者とする。ただし、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内(小諸市建設工事低入札価格調査制度事務処理要領第4に規定する低入札価格失格基準価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上)で入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者となるべき同点の者が2人以上あるときは、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合、当該落札候補者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ウ 落札候補者について資格要件等の審査を実施し、落札者を決定する。

(4) 落札者決定の連絡及び公表

落札者を決定したときは、ただちに当該落札者に決定した旨を連絡するとともに、総合評価落札方式入札結果書(様式第5号)により、小諸市公式ホームページ及び小諸市役所本庁舎1階行政情報コーナーにおいて公表する。

7 契約条項等

小諸市建設工事事務処理規定(平成12年訓令第1号)及び小諸市建設工事入札合理化対策要綱並びに小諸市建設工事請負契約書による。

8 設計図書の閲覧

閲覧期間は、入札公告日から平成 29 年 12 月 11 日（月）までとし、小諸市オフィシャルサイト（<http://www.city.komoro.lg.jp/category/bunya/nyusatsu/>）に掲載する。

9 設計図書に関する質問及び回答

質問は、平成 29 年 12 月 4 日（月）正午までに、財政課契約財産係まで電子メール又はファクシミリにより提出するものとし、回答は平成 29 年 12 月 6 日（水）に小諸市オフィシャルサイト（<http://www.city.komoro.lg.jp/category/bunya/nyusatsu/>）へ掲載する。

- ・メールアドレス keiyaku@city.komoro.nagano.jp
- ・ファクシミリ番号 0267-23-8766

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証。ただし、低入札価格調査となった場合は 100 分の 30 以上とする。

12 低入札価格調査の適用

有り。

(1) 調査基準価格

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(2) 失格基準価格

入札価格が設計価格の 100 分の 88 に満たない場合は失格とする。

13 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、設計図書・現場等についての不明を理由として異議を申し立て

ることができない。

14 入札に関する問い合わせ先

小諸市役所 財政課 契約財産係 電話 0267-22-1700 (内線 2343)